

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月10日

佐賀県公安委員会委員長 溝 上 泰 弘

佐賀県公安委員会規則第2号

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県道路交通法施行細則（昭和35年佐賀県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（運転者の遵守事項）</p> <p>第11条 法第71条第6号に規定する車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し、又は反射するための物を付着させて、大型自動車、普通自動車（原動機が大きさが、総排気量については0.050リットル以下、定格出力については0.60キロワット以下のものを除く。）又は大型特殊自動車を運転しないこと。</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>（臨時適性検査等の通知）</p> <p>第22条</p> <p><u>法第102条第6項に規定する通知は、臨時適性検査通知書（免許合格者用）（様式第8号）、臨時適性検査通知書（免許既得者用）（様式第8号の2）、臨時適性検査通知書（仮免許合格者用）（様式第8号の3）又は臨時適性検査通知書（仮免許既得者用）（様式第8号の4）によって行う。</u></p>	<p>（運転者の遵守事項）</p> <p>第11条 法第71条第6号に規定する車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し、又は反射するための物を付着させて、大型自動車、<u>中型自動車、準中型自動車、</u>普通自動車（原動機が大きさが、総排気量については0.050リットル以下、定格出力については0.60キロワット以下のものを除く。）又は大型特殊自動車を運転しないこと。</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>（臨時適性検査等の通知）</p> <p>第22条 <u>法第102条第1項から第3項までに規定する医師の診断書の提出命令は、診断書提出命令書（基準該当者用）（様式第8号）によって行う。</u></p> <p><u>2 法第102条第6項に規定する通知は、臨時適性検査通知書（基準該当者用）（様式第8号の2）又は臨時適性検査通知書（基準該当者及び国際運転免許既得者以外の者用）（様式第8号の3）によって行う。</u></p>

改正前	改正後																																		
<p>2 略</p> <p>3 法第90条第8項及び法第103条第6項に規定する適性検査の受検命令又は医師の診断書の提出命令は、適性検査受検命令書（様式第8号の6）又は診断書提出命令書（様式第8号の7）によって行う。</p> <p>（検査又は講習の申請等）</p> <p>第23条 次の各号に掲げる検査又は講習を受けようとする者は、当該各号に掲げる申請書を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項に規定する検査 講習予備検査（認知機能検査）受検申請書（様式第8号の8）</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表第2（第15条の2関係）</p>	<p>3 略</p> <p>4 法第90条第8項及び法第103条第6項に規定する適性検査の受検命令又は医師の診断書の提出命令は、適性検査受検命令書（様式第8号の6）又は診断書提出命令書（<u>基準該当者以外の者用</u>）（様式第8号の7）によって行う。</p> <p>（検査又は講習の申請等）</p> <p>第23条 次の各号に掲げる検査又は講習を受けようとする者は、当該各号に掲げる申請書を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 法第97条の2第1項第3号イ、<u>第101条の4第2項又は第101条の7第1項</u>に規定する検査 認知機能検査受検申請書（様式第8号の8）</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表第2（第15条の2関係）</p>																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>申請等の事項</th> <th>区分</th> <th>申請書等の提出先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 法第94条第1項の規定による記載事項の変更の届出</td> <td>第一種免許及び第二種免許の場合</td> <td>運転免許課（運転免許センター）又は<u>住所地を管轄する警察署</u>（幹部派出所を含む。）</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3～5 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 法第104条の4第1項の規定による免許の取</td> <td></td> <td>運転免許課（運転免許センター）又は<u>住所地を管轄する警察</u></td> </tr> </tbody> </table>	申請等の事項	区分	申請書等の提出先	1 略			2 法第94条第1項の規定による記載事項の変更の届出	第一種免許及び第二種免許の場合	運転免許課（運転免許センター）又は <u>住所地を管轄する警察署</u> （幹部派出所を含む。）	略		3～5 略			6 法第104条の4第1項の規定による免許の取		運転免許課（運転免許センター）又は <u>住所地を管轄する警察</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>申請等の事項</th> <th>区分</th> <th>申請書等の提出先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 法第94条第1項の規定による記載事項の変更の届出</td> <td>第一種免許及び第二種免許の場合</td> <td>運転免許課（運転免許センター）又は警察署（幹部派出所を含む。）</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3～5 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 法第104条の4第1項の規定による免許の取</td> <td></td> <td>運転免許課（運転免許センター）又は警察署（幹部派出所を</td> </tr> </tbody> </table>	申請等の事項	区分	申請書等の提出先	1 略			2 法第94条第1項の規定による記載事項の変更の届出	第一種免許及び第二種免許の場合	運転免許課（運転免許センター）又は警察署（幹部派出所を含む。）	略		3～5 略			6 法第104条の4第1項の規定による免許の取		運転免許課（運転免許センター）又は警察署（幹部派出所を
申請等の事項	区分	申請書等の提出先																																	
1 略																																			
2 法第94条第1項の規定による記載事項の変更の届出	第一種免許及び第二種免許の場合	運転免許課（運転免許センター）又は <u>住所地を管轄する警察署</u> （幹部派出所を含む。）																																	
	略																																		
3～5 略																																			
6 法第104条の4第1項の規定による免許の取		運転免許課（運転免許センター）又は <u>住所地を管轄する警察</u>																																	
申請等の事項	区分	申請書等の提出先																																	
1 略																																			
2 法第94条第1項の規定による記載事項の変更の届出	第一種免許及び第二種免許の場合	運転免許課（運転免許センター）又は警察署（幹部派出所を含む。）																																	
	略																																		
3～5 略																																			
6 法第104条の4第1項の規定による免許の取		運転免許課（運転免許センター）又は警察署（幹部派出所を																																	

改正前			改正後		
消しの申請又は 免許の申出		署（幹部派出所を含 む。）	消しの申請又は 免許の申出		含む。）
7 法第104条の 4第5項の規定 による運転経歴 証明書の交付の 申請		運転免許課（運転免 許センター）又は住 所地を管轄する警察 署（幹部派出所を含 む。）	7 法第104条の 4第5項の規定 による運転経歴 証明書の交付の 申請		運転免許課（運転免 許センター）又は警 察署（幹部派出所を 含む。）
8 略			8 略		
9 規則第30条の 12第1項の規定 による運転経歴 証明書の記載事 項の変更の届出		運転免許課（運転免 許センター）又は住 所地を管轄する警察 署（幹部派出所を含 む。）	9 規則第30条の 12第1項の規定 による運転経歴 証明書の記載事 項の変更の届出		運転免許課（運転免 許センター）又は警 察署（幹部派出所を 含む。）
10 規則第30条の 13第1項の規定 による運転経歴 証明書の再交付 の申請		運転免許課（運転免 許センター）又は住 所地を管轄する警察 署（幹部派出所を含 む。）	10 規則第30条の 13第1項の規定 による運転経歴 証明書の再交付 の申請		運転免許課（運転免 許センター）又は警 察署（幹部派出所を 含む。）
略			略		

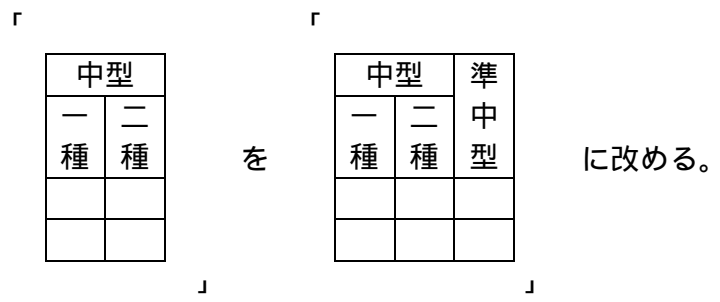
様式第4号の2及び様式第4号の3の規定中

貨物			
大型	中型	普通	軽

を

貨物				
大型	中型	準 中型	普通	軽

に改め、



様式第 8 号を次のように改める。

診断書提出命令書 (基準該当者用)	
住 所 殿	年 月 日
佐賀県公安委員会 印	
あなたは、認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受 第 1 項 け、認知症のおそれ (疑い) があることから、道路交通法第102条 第 2 項 の規定に 第 3 項 より、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の 3 第 3 項に規定する要件を満たす医 師の診断書 (認知症の専門医又は主治医 (かかりつけ医) が作成した診断書であって、 診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医 師の意見が記載されているもの) を提出していただくようお願いします。 なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、 が拒否される が保留される 運転免許 が取り消される こととなりますので、御注意ください。 の効力が停止される また、提出された診断書が上記の要件 (認知症の専門医又は主治医 (かかりつけ医) が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められ るかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの) を満たさない場合、上記運 転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととな りますので、御注意ください。	
記	
診断書の提出を命ず る理由となった認知 機能検査の結果	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
備考	

様式第 8 号の 2 を次のように改める。

様式第 8 号の 2 (第22条関係)

臨時適性検査通知書 (基準該当者用)

年 月 日

住所 殿

佐賀県公安委員会 印

あなたは、認知機能検査の結果、道路交通法第 102 条 第 1 項 第 2 項 第 3 項 の規定による臨時適性検査(認知症の専門医による診断)を下記により受けていただくことになりました。

記

適性検査を行う理由となつた認知機能検査の結果	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
備考	

なお、この通知を受け、やむを得ない理由がないのに臨時適性検査を受けない場合は、
 拒否
 保留
 取消し
 効力の停止
 運転免許の の処分を受けることとなります。

- 備考 1 道路交通法第102条第 4 項の規定による臨時適性検査に係る通知を受けた方が、認知症の検査及び診断の結果が記載された専門医又は主治医(かかりつけ医)の診断書を提出した場合には、臨時適性検査(認知症の専門医による診断)を受ける必要はありません。
- 2 診断書を提出する場合は、年 月 日までに、佐賀県警察本部運転免許課に提出してください。

様式第 8 号の 3 を次のように改める。

様式第 8 号の 3 (第 22 条関係)

臨時適性検査通知書 (基準該当者及び国際運転免許既得者以外の者用)

年 月 日

住 所

殿

佐賀県公安委員会 印

道路交通法第 102 条 第 4 項 第 5 項 の規定による臨時適性検査を下記のとおり実施いたしますので通知します。

記

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
備考	

なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、運転
拒否
保留
免許の 取消し の処分を受けることとなります。
効力の停止

様式第 8 号の 4 を次のように改める。

様式第 8 号の 4 削除

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第 8 号の 5 (第22条関係)</p> <p>略 道路交通法第107条の 4 第 1 項に規定する適性検査を下記のとおり実施いたしますので通知します。 なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく適性検査を受けない場合は、<u>運転免許の</u> <u>取消し</u> <u>の処分を受けること</u> <u>効力の停止</u> となります。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>略</p> <p>備考 <u>運転免許を受けた方がやむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、運転免許の取消し又は停止処分を受けることはありません。</u></p>	<p>様式第 8 号の 5 (第22条関係)</p> <p>略 道路交通法第107条の 4 第 1 項の規定による臨時適性検査を下記のとおり実施いたしますので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>略</p> <p>なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、<u>自動車等の運転の禁止の処分を受けること</u> となります。</p>
<p>様式第 8 号の 7 (第22条関係)</p> <p style="text-align: center;">診断書提出命令書</p> <p>略</p> <p>略</p>	<p>様式第 8 号の 7 (第22条関係)</p> <p style="text-align: center;">診断書提出命令書 (基準該当者以外の者用)</p> <p>略</p> <p>略</p>
<p>様式第 8 号の 8 (第23条関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">講習予備検査 (認知機能検査) 受検申請書</p>	<p>様式第 8 号の 8 (第23条関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">認知機能検査受検申請書</p>

改正前					改正後						
略					略						
様式第9号(第23条関係)					様式第9号(第23条関係)						
				略					略		
略					略						
免許 の 種 類	一 種				略	免許 の 種 類	一 種				略
		大 型	中 型	普 通				大 型	中 型	準 中 型	
略					略						
様式第9号の2(第23条関係)					様式第9号の2(第23条関係)						
				略					略		
略					略						
免許 の 種 類	一 種				略	免許 の 種 類	一 種				略
		大 型	中 型	普 通				大 型	中 型	準 中 型	
略					略						
様式第9号の3(第23条関係)					様式第9号の3(第23条関係)						
				略					略		
略					略						
免許 の 種 類	一 種				略	免許 の 種 類	一 種				略
		大 型	中 型	普 通				大 型	中 型	準 中 型	

改正前					改正後				
略					略				
講習手数料	通常講習			円	講習手数料	円			円
	簡易講習			円		円			
略					略				
様式第9号の4（第23条関係）					様式第9号の4（第23条関係）				
				略					略
略					略				
免許の種類類	一種			略	免許の種類類	一種			略
		大型	中型				普通	大型	
略					略				

様式第9号の6中「・住基カード」を「・個人番号カード」に改める。
 様式第9号の7中「・外国人登録証明書」を「・在留カード」に改める。

様式第9号の8中 「

中 型

」 を 「

中 型	準 中 型
--------	-------------

」 に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成29年3月12日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の佐賀県道路交通法施行細則の規定により公安委員会に対してされている申請又は公安委員会がした通知若しくは命令については、それぞれこの規則による改正後の佐賀県道路交通法施行細則の規定により公安委員会に対してされた申請又は公安委員会がした通知若しくは命令とみなす。